

## 臨時福祉給付金（経済対策分）

を支給します！

※平成28年1月1日に保護が停止されていた方および平成28年1月2日～平成28年10月1日までに保護が廃止または停止された方は対象となります。

**支給額** 支給対象者1人あたり

15,000円（1回限りの支給）

**申請受付期間**

2月10日（金）～5月10日（水）の平日

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、平成26年度から臨時福祉給付金を支給してきました。このたび、消費税率の引き上げ（8%→10%）が2年半延期されたことを踏まえ、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給します。

**支給の対象となる方**

平成28年1月1日（基準日）において秩父市の住民基本台帳に記録されている方で平成28年度市・県民税（均等割）が課税されていない方

ただし、以下の方は対象外となります。

- ①市町村民税が課税されている方に税法上扶養されている場合
- ②生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付を受給されている場合

申請書がお手元に届かない方は、お問い合わせください。

甲・区社会福祉課臨時福祉給付金担当

（歴史文化伝承館2階・調理室）

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2116

## ちちぶいきあいフォーラム と 看取りを学ぶ ～大切な人が 亡くなっていく時のこと～

秩父圏域1市4町では、在宅医療介護の連携により誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう「ちちぶ版地域包括ケアシステム（愛称：ちちぶいきあいシステム）」の構築を進めています。

今回は皆さんとともに人が亡くなる時の経過を学び、慌てず最期の時に寄り添えるよう看取りについて具体的に考える機会として講演会とパネルディスカッションを行います。

**とき** 1月22日（日）午後1時～3時（O時30分開場）

**ところ** 横瀬町町民会館

**講師** 水野医院 水野 究紀先生

**パネラー** 訪問看護師、訪問介護員、ご家族等

**入場料** 無料

**主催** ちちぶ圏域ケア連携会議

区市立病院地域医療連携室（ちちぶ圏域ケア連携会議事務局）

☎25-5013

## 国民年金だより

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が入るしなければなりません。届け出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届け出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合がありますので、必ず届け出をしてください。

区秩父年金事務所 ☎27-6560

保険年金課国民年金担当

☎25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0863

荒川 ☎54-2395

### こんなとき

20歳になったら  
（厚生年金・共済年金加入者を除く）

会社を退職したとき  
（厚生年金・共済年金加入者の場合）

結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき

配偶者の扶養からはずれたとき

配偶者が会社を  
かわったとき

### どうする

国民年金に加入の手続きをする

**提出先** 第1号被保険者→保険年金課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課  
第3号被保険者→配偶者の勤務先

国民年金に加入の手続きをする  
（被扶養配偶者であった方も同様です）

**提出先** 保険年金課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

第3号被保険者への種別変更の届け出をする

**提出先** 配偶者の勤務先

第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする

**提出先** 保険年金課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

引き続き第3号被保険者となる手続きをする

**提出先** 配偶者の新しい勤務先

第1号被保険者：自営業・学生等の人  
第3号被保険者：会社員や公務員に扶養されている配偶者

通話料無料！防災行政無線の放送内容が聞きづらい場合は電話で確認ができます。

防災無線ダイヤル カクニくん ☎0800-800-5747